

地域づくり推進課

1 UIターンの促進

【目 的】

県・市町が協働運営する「ながさき移住サポートセンター」を核として、新たにデジタル技術を活用しながら、市町と連携した仕事・住まい・暮らしやすさに関する受入環境や相談体制のさらなる充実、ターゲットを絞った効果的な情報発信など、移住検討から地域への定着まで、移住（希望）者の視点に立った途切れのない一貫した施策を展開し、UIターンのより一層の促進を目指します。

【概 要】

1. ながさきUIターン促進事業（令和3年度予算額 65,492千円）

（1）移住検討の段階（窓口・推進体制）

<ながさき移住サポートセンターの運営>

相談から移住・定住までワンストップで支援する「ながさき移住サポートセンター」を県・21市町が協働で運営。仕事や住まい、本県の暮らしやすさの一元的な情報発信や、移住者の視点に立ったきめ細かな相談対応を実施。

<移住希望者の掘り起こし>

移住サポートセンター主催の移住相談会（オンライン相談会等）を開催するとともに、九州・山口合同移住相談会や他団体開催のイベントにも積極的に参加。

<移住施策のデジタル化による入口戦略の強化>

民間企業とのタイアップによる引越しや宿泊施設等における各種割引・サービスの特典付与を行う無料会員制度「ながさき移住倶楽部」について、LINE活用による会員属性（UIターン別、移住検討段階など）に応じた情報発信や相談支援機能の効率化・強化 等

（2）移住前の段階

<移住希望者と仕事のマッチング>

移住サポートセンターが有する無料職業紹介機能を活用し、移住希望者と人材を求める企業とのマッチングを実施。

<お試し住宅の整備支援>

県職員公舎や教職員住宅等をお試し住宅として市町に無償で貸し付けるなど、市町による地域の特性を活かしたお試し住宅の整備を支援。

（3）移住時、移住後の段階（地域への定着）

<ながさき住まいるプロジェクト>

地域おこし協力隊を住宅支援員として雇用し、不動産業者と連携して、移住希望者のニーズに沿った賃貸物件情報の提供からマッチングまでを実施。

<空き家バンクの充実>

空き家改修に対する助成（土木部）や市町職員に対する研修会を実施し、空き家バンクを充実。

<地域サポート体制の充実>

市町と連携して、ながさき移住コンシェルジュの登録を促進し、移住の検討段階から移住後の地域定着まで、移住者に寄り添ったきめ細かな支援を実施。

（4）地域おこし協力隊の活動支援

- ・市町と連携しながら、都会からの特色ある人材を「地域おこし協力隊」の制度を活用して呼び込み、地域の魅力アップや起業・定住による地域の活性化を推進します。
- ・県内協力隊の活動支援のための研修会の開催等を新たに設立される隊員OB・OGネットワーク団体への委託により実施。

2. ながさき暮らし魅力発信事業（令和3年度予算額 18,818千円）

<よか・ひと・しごと・くらし魅力発信事業>

移住支援公式ホームページのコンテンツ強化によるアクセス数増加を図るため、情報発信員を配置するとともに、Web動画プロモーション、日本橋長崎館での情報発信により本県の多様な暮らし方や働き方等を効果的に発信

<Uターン促進プロモーション>

特に福岡県からのUターン者獲得を図るため、帰省時期に合わせて、各種媒体（新聞、広報誌、駅へのポスター掲示等）によるPRを集中的に実施。

<その他>

県外パブリシティや県人会・同窓会等における情報発信を実施。

2 関係人口の創出・拡大

【目 的】

都市部住民と地域住民が継続的に多様な形で関わる「関係人口」を創出・拡大することで、地域活動の担い手確保や、新たな事業の創出等、地域の活性化を推進します。

【概 要】

1. 関係人口創出・拡大事業（令和3年度予算額 3,556千円）

<ワーケーションモニターツアー>

都市部在住の個人を対象に、県内の複数地域を周遊しながら地域住民との交流や地域課題に触れるなど、関係人口創出のモデルプラン作りのためのモニターツアーを実施

ワーケーション・・・「work=仕事」と「vacation=休暇」を組み合わせた造語。テレワーク制度を利用し、リゾート地や帰省先等に休暇や研修を兼ねて短中期的に滞在し、パソコンなどを使って仕事を行う取組。

<長崎とつながるきっかけづくり事業>

東京で開催される移住相談会と合同で、地域のイベント等の主催者と地域活動に興味がある都市部の人材をマッチングするフェアを開催。

2. リモートワーク等受入促進事業費（令和3年度予算額 21,151千円）

<一元的な相談窓口・コーディネート機能の整備>

地域づくり推進課内にリモートワーク等受入相談・支援員を配置し、相談対応及び県外企業と受入先市町とのマッチングを支援

<都市部へ向けたプロモーション>

- ・都市部企業の人事担当者等を対象に、東京でマッチングイベントを開催
- ・県内市町のワーク環境や滞在環境、滞在プログラム等を視察してもらうマッチングツアーを実施
- ・令和2年度に制作したリモートワークプロモーション動画を活用し、本県でのリモートワークの認知度向上を図るため、SNS等を活用したプロモーションを実施

<市町へのアドバイザー派遣>

- ・市町の取組の底上げのため、市町からの要請を受けて、県が専門家を派遣

3 地域産業雇用創出チャレンジ支援事業

【目 的】

国の新たな政策パッケージ（地方創生起業支援事業・地方創生移住支援事業）や地方創生推進交付金を活用し、都市部からの移住を促進するとともに、地域の雇用創出につながる事業拡充や創業、事業承継にチャレンジする事業者を支援し、地域課題の解決を図ります。

【概 要】 令和3年度予算額 217,787千円

1. 移住支援事業（予算額 48,750千円）

（1）内容

東京23区に在住または通勤する者が、県内企業に就業または県内で創業した場合、テレワーク移住や関係人口として移住先に強いつながりを有し移住した場合に給付

（2）事業実施者 東京23区からの移住者

（3）補助対象者 市町

（4）補助金額 1世帯あたり1,000千円（単身者は600千円）

（5）負担割合 国1/2、県1/4、市町1/4

2. 創業支援事業（予算額 60,000千円）

（1）内容

地域への波及効果が期待される事業や地域課題の解決に資する事業の創業にかかる経費を補助

（2）事業実施者 地域の課題解決に資する社会的事業を新たに創業する者

（3）補助金額 創業に要する経費の1/2以内（最大2,000千円）

（4）負担割合 国1/4、県1/4、事業者1/2

3. 事業拡充支援事業（予算額 100,000千円）

（1）内容

過疎・半島地域等において、地域の産業振興や地域課題の解決に資する事業で、新たに雇用を創出する事業拡充にかかる経費を補助

（2）事業実施者 上記事業の拡充を行う者

（3）補助対象者 市町

（4）補助金額 事業拡充に要する経費の2/3以内（最大4,000千円）

（5）負担割合 県1/3、市町1/3、事業者1/3

4. その他事務費等（9,037千円）

創業支援事業執行団体経費、市町審査会経費補助 等

4 長崎！県市町スクラムミーティング

【目 的】

県政を進めるにあたって、県と市町が互いの垣根を低くし、これまで以上に連携を深め、それぞれの地域課題や取組の現状について情報を共有し、十分議論を行うとともに、市町への権限移譲やまちづくりをはじめとするさまざまな地域課題を協議し問題解決を図っていきます。

【概 要】

(1)知事と市町長との意見交換

県・市町の双方が政策を推進するうえで、影響を及ぼす重要なテーマについては、知事と各市町長が具体的なテーマやエリアなど、いろいろな括りで意見交換を行い、県と市町の政策の効果的かつ効率的な推進を図っていきます。

(開催状況)

- ・令和03年度 1回開催<全体会議1回(7月)>
- ・令和02年度 2回開催<全体会議2回(6月,7月)>
- ・令和元年度 1回開催<全体会議1回(7月)>
- ・平成30年度 1回開催<全体会議1回(7月)>
- ・平成29年度 1回開催<全体会議1回(5月)>
- ・平成28年度 1回開催<全体会議1回(8月)>
- ・平成27年度 3回開催<全体会議3回(8月,11月,2月)>
- ・平成26年度 3回開催<全体会議3回(4月,10月,2月)>
- ・平成25年度 2回開催<全体会議3回(5月,11月)>
- ・平成24年度 3回開催<全体会議3回(5月,11月,2月)>
- ・平成23年度 3回開催<全体会議3回(5月,11月,2月)>
- ・平成22年度 5回開催<全体会議3回(4月,1月,3月) 市長のみ1回(6月) 町長のみ1回(6月)>

(令和3年度の協議テーマ)

第1回(R03.7.19)

- (1)Society5.0 実現に向けたデータ連携基盤の構築及び ICT 利活用推進について
- (2)地方回帰の機運を捉えた新しいひとの流れの創出について
- (3)新幹線開業に向けた取組等について
- (4)脱炭素社会の実現及びSDGs 推進における火力発電所の在り方について

(令和2年度の協議テーマ)

第1回(R02.6.4)

新型コロナウイルス感染症に関する緊急スクラムミーティング

- (1)観光プロモーションについて
- (2)リモートワーク及び情報通信基盤の整備について
- (3)緊急的な雇用創出に向けた県・市町の連携について
- (4)新型コロナウイルスへの対応の課題等について

第2回（R02.7.20）

- (1)次期長崎県総合計画について（地域別計画など）
- (2)「国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭」の誘致について
- (3)新幹線開業に向けた取組等について
- (4)G I G Aスクール構想について
- (5)テレワークの取組について

5 過疎対策

【目 的】

本県の過疎地域は、離島地域、半島地域及び旧産炭地域を有し、全国でも人口減少率や高齢者比率が高いことから、地域活力の低下が懸念されるとともに、産業条件の厳しさや財政基盤の弱さが依然として課題となっています。

平成 12 年 4 月から施行された「過疎地域自立促進特別措置法」(以下、「旧法」という。)は、平成 22 年 4 月に改正延長(平成 28 年 3 月までの 6 年間)され、平成 24 年 6 月の改正により、さらに 5 年間の期限延長(令和 3 年 3 月までの 5 年間)がなされました。

平成 26 年 4 月には、全国で 22 団体が過疎地域に追加指定される等の法改正が行われ、本県においては島原市が新たに過疎団体となりました。

平成 29 年 4 月にも、全国で 20 団体が過疎地域に追加指定される等の法改正が行われました。

令和 3 年 3 月末の旧法の期限終了後、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(以下、「過疎新法」という。)が、令和 3 年 4 月から施行(令和 13 年 3 月までの 10 年間)されました。

過疎新法では、過疎地域の指定要件の見直しが行われ、旧法では本県 21 市町中 13 市町が過疎団体でしたが、新たに諫早市が過疎団体(一部過疎)に指定され、全 14 市町となりました。

なお、過疎新法においては各種支援措置も見直されており、例えば、過疎債では旧簡易水道施設の整備や公立病院がない地域の民間診療所への補助が対象経費に加えられました。

また、税制面では、これまでの製造業、旅館業、農林水産物販売業を対象とする特例措置について、対象業種の拡充(情報サービス業)、取得価額要件の引下げ、割増償却への移行等により支援されます。

県では引き続き、関係市町と一体となって社会基盤の整備のほか、働く場の創出や集落のネットワーク化など総合的かつ計画的な過疎地域の活性化及び持続的発展のための施策を推進していきます。

【概 要】

(過疎地域の指定状況)

- | | | |
|----------|---------|---|
| ・法適過疎市町 | 8 市 2 町 | 平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、小値賀町、新上五島町 |
| ・みなし過疎市町 | 1 市 | 島原市 |
| ・一部過疎市町 | 3 市 | 長崎市 (旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町、旧香焼町)
佐世保市 (旧宇久町、旧江迎町、旧鹿町町、旧小佐々町、旧吉井町、旧世知原町)
諫早市 (旧小長井町) |

(基本的方向)

過疎法の平成 22 年 4 月の改正により、過疎債のソフト事業への適用が認められたことから、過疎債を十分に活用しながら、ハード事業とソフト事業をうまく組み合わせて、地域の特性に沿った過疎対策を実施していく必要があります。

県としては、過疎地域が抱える生活に密着した諸課題に対し、関係市町と共に知恵を出し合いながら、その解決に向け協力して取り組んでいきます。

(過疎債の財政措置)

- ・ 充 当 率：対象事業費の100%（ただし、公営企業債の対象となる施設は50%、集落再編整備のための住宅は75%）
- ・ 交付税措置：元利償還金の70%
- ・ 平成29年度：全国枠4,561億円（地方債計画計上額（改正後））
本県同意額 10,073.5百万円（うちソフト分 3,666.8百万円）
- ・ 平成30年度：全国枠4,600億円（地方債計画計上額）
本県同意額 11,511.7百万円（うちソフト分 3,352.7百万円）
- ・ 令和元年度：全国枠4,700億円（地方債計画計上額）
本県同意額 11,138.6百万円（うちソフト分 3,516.6百万円）
- ・ 令和2年度：全国枠4,700億円（地方債計画計上額）
本県同意額 13,191.8百万円（うちソフト分 2,854.3百万円）
- ・ 令和3年度：全国枠5,000億円（地方債計画計上額）

(国の支援措置)

- ・ 過疎地域持続的発展支援交付金（総務省過疎対策室所管）
 - 過疎地域持続的発展支援事業・・・過疎地域の持続的発展に必要な人材育成やICT等技術活用事業費等
 - 過疎地域集落再編整備事業・・・定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備費等
 - 過疎地域遊休施設再整備事業・・・遊休施設の改修経費や機能拡張経費等
 - 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業・・・地域運営組織等が行う集落機能の維持・活性化プランに基づく取組に要する経費（専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援）
- ・ 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業（国土交通省所管）
 - ・・・既存施設を活用した施設の再編・集約に係る改修等
 - 「小さな拠点」の形成推進として、ソフト・ハードの両面から支援することとし、総務省の過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業と国土交通省の「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業の窓口を一本化（内閣府）

6 半島振興対策

【目 的】

我が国において重要な役割を果たしている半島地域について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な措置を講ずることにより、半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、あわせて国土の均衡ある発展に資することを目的に昭和60年に半島振興法が公布・施行されました。現在、平成27年度に策定した長崎県半島振興計画を踏まえ、半島振興施策の着実な実施に取り組んでいます。

【概 要】

1. 本県の半島振興対策実施地域

地域	市町数	指定市町
北松浦	3市1町 (4市1町)	佐世保市(浅子町、旧吉井町、旧世知原町、旧小佐々町、旧江迎町、旧鹿町町の区域のみ)
		平戸市(旧大島村の区域を除く)
		松浦市(旧鷹島町の区域を除く)
		佐々町
		(伊万里市)
島原	4市	島原市
		諫早市(旧森山町の区域のみ)
		雲仙市
		南島原市
西彼杵	2市	長崎市(旧野母崎町、旧三和町、旧外海町、旧琴海町の区域のみ)
		西海市
東松浦	1市 (2市1町)	松浦市(旧鷹島町の区域のみ)
		(唐津市、玄海町)
計	9市1町 (11市2町)	

市町数の下段()書きは、佐賀県指定市町含む

2. 現行計画(H27～R6)の特色

(1)北松浦地域

西九州自動車道など幹線道路の整備

企業誘致の推進と既存企業の強化育成

松浦鉄道などの2次交通を活用した「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産などを巡る新たな周遊ルートの形成

救急医療等の確保及び持続可能な医療提供体制の構築

(2)島原地域

地域高規格道路「島原道路」の整備及び「島原・天草・長島連絡道路」の早期実現

九州新幹線西九州ルート(長崎ルート)開業を見据えた2次交通対策にかかる交通ネットワークづくり

「島原半島世界ジオパーク」や「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産等を活用した周遊ルートの構築

基幹産業の農業振興のため、生活基盤の整備等による収益性の向上、農業後継者や新規就農者の確保

(3)西彼杵地域

地域高規格道路「西彼杵道路」の整備促進

海洋エネルギー分野における潮流発電システムのモデル構築

「明治日本の産業革命遺産」や「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産が周辺地域も含め多数有することを活用した観光客受入体制の整備

豊かな自然環境や農林水産物等を活かしたグリーンツーリズム、ブルーツーリズムなどによる都市部との交流促進

(4)東松浦地域

鷹島のトラフグなど水産加工業の育成

海底遺跡として国内初の国史跡に指定された「鷹島神崎遺跡」の保存・活用を図るための環境整備、調査研究の推進

3. 国等による措置

(1)財政措置

半島循環道路等の整備に要する経費の補助率の嵩上げ（一般地域 5/10 半島 5.5/10）

基幹的な市町道・農道等の県による代行整備

半島振興道路整備事業に対する地方債の同意〔一般単独事業債（充当率 75%、交付税算入率 30%）、特に防災機能強化に資する道路整備事業は充当率 90%、交付税算入率 30%〕
県や市町、民間団体等の連携及び協力により実施される事業に対する助成〔半島振興広域連携促進事業〕

辺地度点数の加算（25点又は30点）〔辺地対策事業債（充当率 100%、交付税算入率 80%）が活用可能〕

(2)金融措置

地域活性化・雇用促進資金（日本政策金融公庫）

(3)税制措置（市町長が策定する産業振興促進計画にかかる地区に限る）

製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等での特別償却制度（所得税、法人税）

製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等での地方税の不均一課税に伴う地方交付税による減収補てん措置（事業税、固定資産税、不動産取得税）

7 集落維持対策推進費

【目 的】

地域住民主体の集落維持に向けて機運醸成を図るとともに、地域運営組織()の立ち上げや小さな拠点づくりを進める市町の集落維持・活性化の取組に対して支援を行います。

地域運営組織：地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織(例) 地区まちづくり協議会

【概 要】 令和3年度予算額 20,759千円 (地方創生推進交付金を活用)

1. 集落対策ナガサキモデルの発信(4,715千円)
 - ・県内の先行事例(20件程度)について、プロセスを見える化し、ノウハウを継承するという視点から、事例集をデジタルブックとして作成します。
2. 集落維持・活性化に向けた取組への支援(10,000千円)
 - ・市町が実施する地域運営組織の立上げ及び横展開に資する取組を支援します。
 - ・補助率：1/2 上限額：1,000千円(1市町)
 - ・支援例：
 - ・ 専門家招聘、先進地視察、勉強会開催等に要する経費
 - ・ 移動サービス及び買い物支援の分野における、NPOや民間団体との連携に向けた取組の検討、実施に要する経費
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に対応した取組に要する経費
3. 市町の取組段階に応じた研修会の実施(2,511千円)
 - ・ 集落対策に取り組む主体である市町のスキルアップや機運醸成に向け、各市町の集落対策の取組段階に応じた研修会等を実施します。
 - ・ 令和2年度に取り組んだ地域の現状分析や制度設計に関する研修、テーマ別研修等に加え、フィールドワークによる実地研修を実施します。
 - ・ 農山村・漁村等をテーマにした研修を追加して実施します。
4. 集落対策に向けたアドバイザー派遣(1,578千円)
 - ・ 市町や地域の求めに応じた専門家や実践者等のアドバイザーを派遣します。
5. 市町のサポート強化(1,955千円)
 - ・ 市町との意見交換を実施します。
 - ・ 農山村(農林) 漁村(水産) 生活支援(福祉) NPO 育成(県民)など部局横断で実施します。

(参考：令和2年度の取組例)

「令和2年度長崎県集落対策研修会」を8回開催

目 的：地域住民主体の集落維持に向けて機運醸成を図るには、集落対策に取り組む主体である市町職員のスキルアップが必要不可欠であることから、県内市町の取組段階に応じた年間講座形式による研修会を実施し、市町職員の集落対策に関するスキルアップにつなげ、県内全域での取組を推進しました。

テーマ：人口推計等の地域の現状分析、制度設計や体制整備、移動支援・防災・社会教育ほか

延べ参加者数：現地185名、オンライン760名、8回合計945名

8 振興局活動推進費

【目 的】

地域の実情に応じて喫緊に取り組むべき課題を解決するための具体的で戦略的な実行策を推進していきます。

【概 要】

(1) 趣旨

各振興局(長崎振興局管轄は本庁地域づくり推進課にて対応)が中心となり、当該地域の実情に応じて喫緊に取り組むべき課題を解決するための具体的で戦略的な実行策を市町や地域住民・関係団体等とも協議しながら策定し、実践

(2) 振興局活動推進費

地域の課題解決にかかる施策のうち、協働性・波及効果・持続性等の観点からふさわしい事業を推進

1. 県北振興局 3,000 千円《地方創生推進交付金を活用》
(「肥前窯業圏」活性化推進協議会負担金)
 - ・佐賀県及び関係市町、団体等と連携して、「肥前窯業圏」のやきもの文化や地域の魅力をPRするとともに、歴史・文化ツーリズムの創出等を実施
2. 県央振興局 2,050 千円《地方創生推進交付金を活用》
(諫早湾干拓にぎわい創出協議会負担金)
 - ・諫早湾干拓地の広大な干陸地や自然豊かな水辺空間、環境に配慮した農業などの魅力を広く発信するとともに、多くの人でにぎわう交流拠点とするため、諫干まつりや諫干見学会、競技用ボート体験教室等を実施
3. 地域づくり活動事業費 2,722 千円
 - ・まちづくり、地域づくり事業が必要となった場合に、各振興局が地域と連携して、地域課題解決に向けた取組を実施

9 島原・天草・長島架橋構想の推進

【目 的】

島原半島から熊本県天草を経て鹿児島県長島・出水地域に至る九州西岸地域を2つの長大橋を含む地域高規格道路で結ぶことにより、県境を越えた相互交流・連携を可能にし、地域の一体的な活性化を図るとともに、国土の均衡ある発展と九州の一体的な浮揚を目指します。

【概 要】 令和3年度予算額 1,336千円

長崎・熊本・鹿児島3県にわたる九州西岸地域は、豊かな自然環境や地域資源など大きな開発ポテンシャルをもった地域でありながら、高速交通体系の未整備や2つの海峡による分断により地域全体が連携した地域振興策を進めることが困難な状況にあります。

そのため、昭和63年5月に、長崎県、熊本県、鹿児島県の3県等で構成する「島原・天草・長島架橋建設促進協議会」を設立し、構想の早期実現に向け、国や国会議員への要望活動や架橋構想推進地方大会等を実施して、地元の期待と熱意を訴え続けています。

このほか、架橋構想の社会的意義を高めるために、三県少年サッカー大会や地元の小中学生を対象とした絵画コンテストの実施、並びに各種スポーツ大会など交流連携事業への助成を通して、地域間交流の促進に努めています。

(構想の概要)

・島原・天草・長島架橋

島原・天草架橋 早崎瀬戸 約4.5km

天草・長島架橋 長島海峡 約2.0km

・地域高規格道路の指定

島原道路 諫早市～南島原市深江町 約50km

島原天草長島連絡道路

南島原市深江町～鹿児島県阿久根市 約110km

・時間短縮効果

今まで・・・長崎市 鹿児島市 約7時間5分(フェリー+車)

整備後・・・長崎市 鹿児島市 約3時間20分

(約3時間45分の短縮)

(令和2年度の主な協議会活動)

・国、国会議員への要望

令和2年8、9月

国土交通省、国会議員への要望は書面配付

・絵画コンテスト

出品作品数 487点(長崎 268、熊本 98、鹿児島 121)

・交流連携助成事業

ソフトボール

バレーボール 等

10 地域づくり活性化支援事業

【目 的】

地域の活性化を図るため、地域づくり活動を行う団体等のネットワーク化や人材育成に取り組むとともに、各地域へのアドバイザーの派遣を行います。

【概 要】

(1)長崎県地域づくりネットワーク協議会

県内における地域づくり団体のネットワーク化を促進するため、県及び市町が負担金を拠出することにより「長崎県地域づくりネットワーク協議会」を設立し、県と市町が共同して地域づくり団体に対する支援を行っています。本協議会において、以下の事業を行います。

研修会開催支援事業

地域づくり活動支援事業

全国交流会参加支援事業

コーディネーター活動支援事業

研修会事業

コーディネーター会議開催事業

情報提供事業

(2)九州・山口地域活性化人材ネットワーク

地域（集落）の維持・活性化を図るため、九州・山口各県で活躍している人材をリストアップし、外部アドバイザーとして各県に派遣します。

また、市町との連携により新たな人材の掘り起こしを行い、九州各県における「地域活性化人材ネットワーク」を強化します。

(3)地域づくり団体全国研修交流会の本県開催に向けた準備

全国各地の地域づくり団体等が一堂に会し、相互交流や情報交換等を行う地域づくり団体全国研修交流会を令和4年度に本県で開催する予定で、令和3年度にはプレイベントを実施します。大会及びプレイベント実施に向け実行委員会で具体的な検討・協議等を行いながら準備を進めています。

11 地域総合整備財団(ふるさと融資)貸付制度

【目 的】

地域振興に資する民間事業活動を支援することにより、活力と魅力ある地域づくりの推進を図るため、一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)の支援の下、金融機関と協調し、民間事業者の設備投資に対する無利子貸付を行います。

【概 要】

(1) 貸付対象者

法人格を有する民間事業者(第三セクターを含む)

(2) 貸付対象費用

- ・設備の取得等(土地、建物、機械等)
- ・設備の取得等に伴い必要となる付随費用

(3) 貸付対象事業

公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの

10人以上(市町が貸付を行う場合は1人以上)の新規雇用の確保が見込まれるもの

(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第5項に規定する特定供給者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業で、地方公共団体が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあつては1人以上)

貸付け対象費用の総額(用地取得費を除く)が1,000万円以上のもの

以下に該当するものは対象事業から除外

- ・第三者に売却または分譲する予定の施設
- ・風営法に規定する風俗営業等の用に供される施設

(4) 貸付額

下表に掲げる金額または対象事業に係る費用から国庫補助金等の額を控除した額に表内の貸付比率(35%または45%)を乗じた額のいずれか小さい額

貸付額等の一覧表

(単位:億円)

		通常 の 地 域		過疎・離島地域		定住自立圏
		一般の地域	地域再生計画認定地域	一般の地域	地域再生計画認定地域	
県	通常施設	42	52.5	54	67.5	67.5
	複合施設	63	78.7	81	101.2	101.2
市町	通常施設	10.5	13.1	13.5	16.8	16.8
	複合施設	15.7	19.6	20.2	25.3	25.3
貸付比率		35%		45%		45%
貸付対象期間		15年以内(5年以内の据置期間を含む)				
担 保		民間金融機関等の連帯保証				

(注)「複合施設」とは、貸付対象事業が年度を越えて実施される場合であつて、工場と研究施設、スポーツ施設と研修・宿泊施設のように複数の施設を一体的・複合的に整備するもの。

(5) 貸付の実績(平成元年度~令和2年度)

	県 案 件	市町案件	合 計
件 数	40 件	170 件	210 件
貸付額合計	154 億 84 百万円	235 億 84 百万円	390 億 68 百万円

12 有人国境離島法関連施策の推進

【目的】

平成 29 年 4 月 1 日から、本県の悲願であった「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する特別措置法（有人国境離島法）」が施行されました。この法律に基づく国の施策等を最大限に活用し、しまで暮らす皆さんの航路・航空路運賃の引き下げ、しまの地域資源を活かした雇用の場づくりなどに取り組み、しまの活性化を図ります。

【概要】

1. 有人国境離島法の概要

(1) 目的

我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講じ、もって我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に寄与すること。

(2) 特定有人国境離島地域

有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められるもの

< 本県の対象地域 > 3 地域 40 島（全国：15 地域 71 島）

特定有人国境離島地域の名称	特定有人国境離島地域を構成する離島	市町村
対馬	対馬 海栗島 泊島 赤島 沖ノ島 島山島	対馬市
壱岐島	壱岐島 若宮島 原島 長島 大島	壱岐市
五島列島	宇久島 寺島	佐世保市
	六島 野崎島 納島 小値賀島 黒島 大島 斑島	小値賀町
	中通島 頭ヶ島 桐ノ小島 若松島 日島 有福島 漁生浦島	新上五島町
	奈留島 前島 久賀島 蕨小島 椀島 福江島 赤島 黄島 黒島 島山島 嵯峨ノ島	五島市
	江島 平島	西海市

(3) 特定有人国境離島地域に係る施策

保全に関する施策に加え、国及び地方公共団体は、以下に掲げる事項について適切な配慮をする。

< 地域社会の維持 >

- 1 国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化
- 2 国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化
- 3 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減
- 4 雇用機会の拡充等
- 5 安定的な漁業経営の確保等

2. 国の主な支援制度

(1) 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金〔R3 年度当初予算 国費 50 億円〕

離島住民向けの航路運賃を JR 並みに、航空路運賃を新幹線並みに、それぞれ引き下げ。また、老朽船舶更新のための旅客運賃引上げを抑制。

生鮮の農水産物の移出及びこれらの原材料等の移入に係る輸送コストの低廉化。

民間事業者等による創業・事業拡大等のための設備投資資金、運転資金を最長 5 年間支援。

特定有人国境離島地域で事業を営む民間事業者と本土の人材とのマッチングのためのツアーの実施等の取組を支援

「もう 1 泊」してもらうための旅行商品等の開発、企画、宣伝、実証、販売促進により、旅行者の実質負担を軽減。

本交付金に係る地方負担分については、特別交付税措置あり

(2) 特定有人国境離島地域事業活動利子補給金〔R3 年度当初予算 国費 0.12 億円〕

特定有人国境離島地域において創業・事業拡大を行う事業者に対するスタートアップ融資を行う離島内の地域金融機関等に対して利子補給を実施。（ 国の直轄事業）

(3) その他

上記のほか、特定有人国境離島地域の地域社会維持関係の政府予算については、特定有人国境離島漁村支援交付金や離島活性化交付金等が措置されています。

3. 県計画の推進

有人国境離島法の規定により、国の基本方針に基づき、関係市町及び県民からの意見等を踏まえて平成 29 年度に策定した「長崎県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画」の着実な推進を図ります。

計画の名称：長崎県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画

計画の期間：平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間（法の期限である 10 箇年の前期）

計画の内容：本県の特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のための施策の方向や地域別の具体的な取組等

< 重要業績評価指標（KPI）及び成果目標 >

人口の社会減を抑制する。（毎年 10% ずつ上乘せして抑制し、5 年後に半減）

指標（KPI）	地域	当初現況値 （ ）	中間目標値 （平成31年）	最終目標値 （令和3年）
年間の社会増減数 （単位：人） 当初現況値はH27～28年の平均 [長崎県異動人口調査] 五島列島は、五島市、新上五島町、小値賀町の合計	対馬	338	236	169
	壱岐島	229	160	115
	五島列島	451	316	226
	計	1,018	712	510

農林水産品の生産額を維持する。(5年後も現在の額を維持)

指標 (KPI)	地域	当初現況値 (平成25年)	中間目標値 (平成31年)	最終目標値 (令和3年)
年間の農林産物の生産額 (単位:百万円) [離島統計年報]	対馬	1,255	1,255	1,255
	壱岐島	5,590	5,590	5,590
	五島列島	5,315	5,315	5,315
	計	12,160	12,160	12,160
指標 (KPI)	地域	当初現況値 (平成25年)	中間目標値 (平成31年)	最終目標値 (令和3年)
年間の水産物の生産額 (単位:百万円) [離島統計年報]	対馬	14,504	14,504	14,504
	壱岐島	2,811	2,811	2,811
	五島列島	16,538	16,538	16,538
	計	33,853	33,853	33,853

農林水産業の担い手を確保する。

指標 (KPI)	地域	当初現況値 (1)	中間目標値 (平成31年度)	最終目標値 (令和3年度)
年間の新規就農・就業者数 (単位:人) 1 当初現況値はH22~26年度の平均	対馬	11	18	18
	壱岐島	11	22	22
	五島列島	22	42	42
	計	44	82	82
指標 (KPI)	地域	当初現況値 (2)	中間目標値 (平成31年度)	最終目標値 (令和3年度)
年間の新規漁業就業者数 (単位:人) 2 当初現況値はH24~26年度の平均	対馬	51	61	61
	壱岐島	9	10	10
	五島列島	22	27	27
	計	82	98	98

創業・事業拡大等を促進し、良質で安定した雇用の場を創出する。

指標 (KPI)	地域	当初現況値 (-)	中間目標値 (平成31年度)	最終目標値 (令和3年度)
雇用機会拡充事業等による新規雇用者 延数(単位:人) 各年度の新規雇用者目標値(計) H29年度:400人、H30~R3年度:各250人	対馬	-	235	365
	壱岐島	-	202	314
	五島列島	-	463	721
	計	-	900	1,400

滞在型観光を促進し、観光客の滞在日数を増やす。(年間約3%の増加)

指標 (KPI)	地域	当初現況値 (平成27年)	中間目標値 (平成31年)	最終目標値 (令和3年)
年間の延宿泊者数 (単位:千人) [長崎県観光統計] 五島列島は、五島市、新上五島町、小値賀町の合計	対馬	372	410	435
	壱岐島	150	166	176
	五島列島	261	287	305
	計	783	863	917

運賃低廉化に加え、観光客等の交流人口を増やし、航路・航空路の輸送客数を増やす。

指標 (KPI)	地域	当初現況値 (平成27年度)	中間目標値 (平成31年度)	最終目標値 (令和3年度)
年間の航路・航空路輸送客数 (単位:千人)	対馬	440	461	473
	壱岐島	756	782	792
	五島列島	1,359	1,383	1,384
	計	2,555	2,626	2,649

13 国境離島創業・事業拡大等支援事業費

【目 的】

特定有人国境離島地域における創業・事業環境の不利性に鑑み、民間事業者が雇用増を伴う創業または事業拡大を行う場合の設備投資資金や、人件費、広告宣伝費などの運転資金を支援します。(特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用)

【概 要】 [R3年度予算額：1,003,382千円]

1. 事業実施者

- (1) 特定有人国境離島地域内に居住して創業する者
- (2) 特定有人国境離島地域内に事業所を有する事業者であって事業拡大を行う者
(本土に本社があり、国境離島に支店を出す場合等も対象)
- (3) 主として特定有人国境離島地域の商品、サービス等の販売を目的として特定有人国境離島地域以外の地域において創業する者

2. 対象経費

- (1) 設備費、システム費、改修費又はこれらに係る減価償却費
- (2) 広告宣伝費、店舗等借入費、人件費、研究開発費、島外からの事業所移転費、従業員の教育訓練経費、感染防止対策費
地域社会を維持するうえで、特に重要と認められる事業については、最長5年間まで対象

3. 対象事業費の上限額

- (1) 創業支援：事業費600万円
- (2) 事業拡大：事業費1,600万円(設備投資を伴わない事業拡大：事業費1,200万円)

4. 負担割合

国	1/2
県	1/8
市町	1/8
事業者	1/4

5. 補助の流れ

国 県 市町 事業者

上記のほか、市町が地方創生推進交付金を活用した雇用機会拡充事業を実施

14 しまの雇用人材確保促進事業費

【目 的】

有人国境離島法に基づく雇用機会拡充事業の活用事業者による島外からの人材確保を支援するとともに、市町による事業者の掘り起こしや人材確保のための先進的な取組を展開します。（離島活性化交付金、国境離島交付金を活用）

【概 要】〔R3 年度予算額：24,772 千円〕

事業者による島外からの人材確保支援

- ・民間求人広告会社と連携し、しまの事業者の都市部からの人材確保を支援するための採用力向上セミナーや個別相談を実施するとともに、しまの求人特設サイトを開設しマッチングを支援

○雇用機会拡充事業の活用促進支援

- ・国境離島交付金の調査費を活用し、市町による島内外での事業者の掘り起こしや人材確保の取組を支援し充実強化を図る

（事業費上限）

5,000千円（対馬、壱岐、五島、新上五島）、1,000千円（佐世保、西海、小値賀）

（補助率）

国 1/2 県 1/4 市町 1/8

15 国境離島輸送コスト支援事業費

【目 的】

特定有人国境離島地域の、本土からの遠隔性に起因する条件不利性を緩和するとともに、基幹産業である農水産業の振興を図る観点から、農水産品全般（加工品以外）の出荷や原材料等の輸送にかかる費用を支援します。（特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用）

【概 要】〔R3 年度予算額：163,690 千円〕

1. 事業実施者

- (1) 特定有人国境離島地域で生産された農水産物の本土への出荷に係る団体又は事業者
- (2) 特定有人国境離島地域で生産された農水産物を購入等する団体又は事業者
- (3) 特定有人国境離島地域において本土に出荷する農水産物の生産を行う団体又は事業者

2. 対象経費

海上輸送又は航空輸送に係る経費（荷捌き経費、往路又は復路の空荷輸送経費を含む）

3. 対象品目

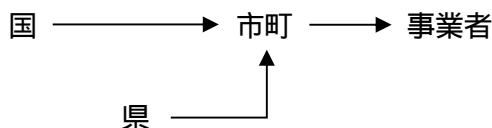
- (1) 本土に出荷する農水産物最大23品目（生鮮品）の移出
 - (2) 移出する1品目に対する原材料等1品目の移入（肥料、飼料、箱等）
- 上記以外の品目についても、戦略産品（加工品）として離島活性化交付金により5品目まで輸送費の支援が可能

4. 負担割合

国	6/10
県	1/10
市町	1/10
事業者	2/10

1 事業者あたりの補助金の額（国・県・市町の合計額）は、基礎額として2,000 万円を上限。基礎額に加えて、事業者が雇用拡大や給与の引き上げを実施する場合は、最大2,000 万円を上限額に加算（最大上限額は4,000 万円）。

5. 補助の流れ



16 しまの産品振興による地域活性化プロジェクト推進事業費

【目 的】

しまの産品振興による地域活性化を図るため、食品流通専門の団体と連携しながら、消費者視点を重視した官民一体となったプロジェクトを展開するほか、しまの地域商社による販路拡大の取組などを支援（地方創生推進交付金を活用：R2～R4）

【概 要】〔R3年度予算額：93,286円〕

マーケットインによるしまの産品の生産から販売までの一体的な支援事業

- ・食品流通専門の団体と連携し、しまの産品の良質な取引先への販路拡大、事業者への伴走型支援（ブランド力・生産力の向上、人材育成等） 地域商社支援等を実施

地域商社の販路拡大支援事業

- ・加工品等の大規模商談会への出展や各しまへのバイヤー招聘の実施などにより、地域商社の販路拡大を支援

離島の食のプロモーション事業

- ・しまへの誘客と認知度向上を図るため、長崎市内のレストラン等で、しまの郷土料理等の提供に合わせ、しまの魅力をPRするフェアを開催

17 離島振興計画の推進

【目 的】

離島振興法の改正・延長に伴い、国家的・国民的役割を担った離島が、地域特性を活かし、地域の創意工夫による振興対策を樹立するために、本県の離島振興を推進することを目的として、県は、離島市町の案をもとに、県民からの意見等を踏まえ、平成25年4月1日から10年間を計画期間とする離島振興計画を策定しており、この計画の着実な推進を図ります。

【概 要】

1. 離島振興対策実施地域

(1)対馬島地域	1市		
(2)壱岐島地域	1市		
(3)五島列島地域	1市1町		
(4)平戸諸島地域	3市1町		
(5)壱浦大島地域	1市		
(6)松島地域	2市		
(7)高島地域	1市	計	8市2町

2. 計画の内容

(1)計画の基本理念

離島は国家的・国民的役割を担う我が国にとってかけがえのない財産であり、そうした役割はそこに人が住み続け、安定した暮らしを送り、経済活動を継続していくことによって、はじめてもたらされるものであることから、「しまは日本の宝 明日につなぐしまづくり」を計画の基本理念としています。

(2)基本的方向性及び重点的施策

基本理念に基づく具体的な施策を実施するにあたり、次の5つの基本的方向性を設定し、各々の項目に沿った重点的な施策を定めています。

自立的発展の基盤確保と不利条件の解消

(施策)人の往来・物資の輸送に要する費用の低廉化など

医療の確保等による生活の安定 (施策)保健・医療・福祉・介護・教育の充実など

離島の特性に応じた産業の活性化

(施策)産業振興、雇用・就業の場の確保など

しまの持つ多様性を活かした他地域をリードする取組

(施策)優れた地域資源を活かした交流促進など

離島の重要性の発信

(施策)離島が担う国家的・国民的役割と人が住み続けることの重要性の全国への情報発信など

3. 国等による措置

(1)財政措置

離島振興関係公共事業予算の一括計上及び離島振興計画に基づく事業に対する国の補助率(負担率)の嵩上げ

離島活性化交付金等事業計画に基づく交付金等の交付

地方債への配慮

(2)行政措置

医療の確保、高齢者福祉の増進、交通の確保、情報流通の円滑化、農林水産業の振興等の配慮

離島航路の維持改善（離島航路整備法）、辺地度数の加算

(3)金融措置

ふるさと融資の融資比率の引き上げ

地域活性化・雇用促進資金貸付制度（日本政策金融公庫）

(4)税制措置

所得税・法人税の割増償却制度

地方税の課税免除又は不均一課税に伴う地方交付税の減収補てん措置

離島路線就航航空機に係る固定資産税の軽減措置 等

4. 離島振興計画の推進

県及び離島市町は、この計画に沿って、地域の特性に基づいたハード・ソフト両面からの魅力ある地域づくりを積極的に推進します。

5. 離島振興推進事業（公共事業一括計上分）

我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っているしまの産業基盤や生活環境等の基礎条件を改善し、しまの地理的特性を生かした自立的発展、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ることを目的としています。

次の事項を基本的課題として事業を推進しています。

(1) 国土保全施設の整備・・・河川、砂防、治山、海岸保全施設の整備等

(2) 交通体系の整備・・・基幹道路、港湾の整備等

(3) 産業基盤の整備・・・水産基盤、農業基盤、造林、林道の整備等

(4) 生活環境施設の整備・・・汚水処理、簡易水道、廃棄物処理施設の整備等

令和3年度離島振興関係公共事業当初内示額（長崎県）

事業費 182億2百万円 国費 110億84百万円

令和3年度離島振興関係公共事業予算（国土交通省所管）

国費 386億24百万円

（参考）

昭和28年度～令和2年度公共事業投資額の累計（令和2年度は当初内示額）

2兆5,296億円（うち国費1兆5,838億円）

国土保全 3,172億円（12.5%）（ ）内は構成比率

交通基盤 8,778億円（34.7%）

産業基盤 11,333億円（44.8%）

生活基盤 2,012億円（8.0%）

18 離島活性化交付金事業

【目 的】

離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るため、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援することを目的としています。

【概 要】

1. 交付金対象事業

(1) 「定住促進」事業

産業活性化事業

- ・離島資源を活用した農産物等のブランド化や新たな特産品の研究開発、市場調査、販路の開拓、特産品のPR等
- ・島の戦略産品を島外へ出荷する際の海上輸送費又は航空輸送費等の補助
- ・戦略産品の原材料等の移入に係る輸送費等の補助（農水産物（生鮮品）以外）

定住誘引事業

- ・定住情報の提供（U・J・Iターン希望者のための相談窓口の設置、空き家情報の提供等）
- ・施設整備（定住情報の提供と併せて実施する人材受入及び一時滞在施設への空き家改修等）
- ・シェアオフィス等への改修（既存施設の改修）

流通効率化関連施設整備等事業

- ・海上輸送、保管、荷さばき、流通加工の過程で流通効率化に効果のある施設の整備、機材の導入

(2) 「交流促進」事業

離島における地域情報の発信

- ・パンフレット作成、WEBの作成運用、PR活動等

交流の拡大のための仕掛けづくり

- ・インストラクター、世話人等の確保のためのシステムの構築及び、人材育成のための研修、交流の場を提供するためのプログラム作成、先進事例調査、衛生環境の改善のためのトイレの改修等

島外住民との交流の実施の推進

- ・離島留学、伝統芸能・伝統工芸体験事業、離島体験ツアー、シンポジウム等

(3) 「安全安心向上」事業

防災機能強化事業

- ・避難施設、緊急時物資等輸送施設、災害応急対策施設の整備、防災活動拠点の改修等
- ・避難路、案内板等簡易な施設の整備や無電柱化
- ・感染症対策等の隔離施設への改修等（既存施設の改修、プレハブ、コンテナハウスの設置）及び感染症対策に必要な物品の整備

計画策定等事業

- ・防災力向上のための調査、防災講習の実施、要援護者名簿の作成、災害時の離島のエネルギー確保のための調査及び計画策定等

2. 事業主体 県、市町、一部事務組合、民間団体

3. 補助率

国：事業主体が県、市町、一部事務組合の場合 予算の範囲内で各事業の1/2以内
事業主体が民間団体の場合 予算の範囲内で各事業の1/3以内（ただし、国の負担額は、
地方公共団体の負担額と同額までとし、県、市町、一部事務組合を通じた間接補助）
なお、輸送費支援に関しては各事業の6/10（地方公共団体の負担の3倍を超えない額）